

紋別市立潮見中学校いじめ防止基本方針

平成30年改訂

1 目的

「いじめ防止対策推進法」の内容及び「北海道いじめの防止基本方針定」を踏まえ、いじめ根絶に向けた学校の役割を果たすとともに、実効あるいじめ対策を進めることを目的とし、本校の基本方針を定める。

2 基本理念

いじめ防止等の対策は、次のことを旨として行う。

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ問題に関する生徒理解を深めること。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。
- (4) いじめは決して許されないことであるが、どの学校でもどの生徒にも起こり得ることから、いじめを受けている生徒には非はないという認識に立ちつつ、緊張感を持ち迅速に対応すること。

3 いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

4 関係者の責務や役割

- (1) 学校の役割
いじめ防止等を意識した教育活動を実施すること。
- (2) 学校及び学校の教職員の責務
 - ・保護者、地域住民、その他の関係者と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むこと。
 - ・いじめを受けた生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため適切迅速に対処すること。
(衆議院付帯決議)
- (3) 保護者の責務
 - ・学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力すること。

5 いじめ防止

(1) 基本的考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めなくてはならない。

未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活をおくことができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが創り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかは、日常的に生徒の様子を把握したり、いじめアンケート調査、学校評価、欠席日数などで定期的に検証し、それに基づき取り組みを検討することが大切である。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、擬態的な指導上の留意点など、教職員間の情報の共有化を図る。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の場を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら、建設的に調整し、解決していける力など、生徒が円滑に

他者とコミュニケーションを図る力を育てる。

③いじめが生まれる背景と指導上の留意点

いじめ加害者の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進めていくこと、学級等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスに適切に対応できる力を育むことも大切である。また、教員は障がい（発達障がいを含む）を適切に理解した上で生徒に対する指導にあたる。

④自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすため、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱く事ができるよう、教育活動全体を通じて配慮する。

また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを設ける。

⑤生徒が自らいじめについて考え・学ぶ機会を設ける

教育活動全体を通して、人間関係の充実を考えさせる中で、生徒自らがいじめについて熟慮する機会を設定する。

6 いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

- ・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気づき難く判断しにくい形で行われる。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の職員で対応する。
- ・日頃から、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行う。
- ・指導に困難を抱える学級等では、早期発見が一層難しくなることに注意する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・学校では、定期的なアンケートの実施や定期・不定期の教育相談の実施等により、実態把握に努める。
- ・日常的に保護者との連絡を密にし、抵抗なく相談しあえる関係を築く。
- ・様々な取り組みによって集まったいじめに関する情報は、職員全体で共有する。

7 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

- ・発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害者生徒を守り抜くと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害者生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、紋別市教育委員会およびスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ささいな兆候でも、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。いじめられた生徒や通報してきた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」に直ぐに情報を報告する。
- ・その後は、当該組織が中心となって速やかに生徒から事情聴取等を行い、事実の有無を確認する。事実の確認後は、校長が責任を持って、学校の設置者に報告するとともに、被害者生徒、加害者生徒の保護者に連絡する。
- ・学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪と認められるときは、いじめられている生徒を守り通すという観点から、学校はためらわず所轄警察署と相談して対処する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分配慮して以後の対応を行っていく。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安をできるだけ除去すると共に事態の状況に応じて、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒と寄り添える体制をつくる。

- ・いじめられた生徒が学習その他の活動に安心して取り組めるよう、必要な環境整備を行う。状況に応じて、心理や福祉の専門家等外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる生徒からも事情聴取を行い、いじめがあった場合、学校は複数の教職員が連携し必要に応じて心理や福祉等の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めると共に、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、毅然とした対応をとる。
- ・教育上必要があると認める場合には学校教育法第11条の規定に基づき、懲戒を与えることも考えられる。その場合、あくまでもいじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題と捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、だれかに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらは、いじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ・いじめの解決とは、加害生徒の被害生徒への謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。
- ・全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるなければならない。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄の警察に通報し、適切に援助を求める。
- ・早期発見の観点から、ネットパトロールについては、設置者との連携により行っていく。パスワードつきサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目が届きにくく発見しにくいいため、情報モラル教育を進めると共に、保護者の理解も求めていく。

8 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・いじめへの対応は、校長を中心に全職員が一致し協力体制を確立することが重要である。
- ・問題行動が生じた場合の指導体制を用い、校長を加えて「いじめ不登校対策委員会」とする。
- ・対処する問題行動によって、指導や支援がより適切に行われるようするため、随時、指導・支援体制に修正を加える。
- ・平素は生徒指導担当者が情報収集の窓口となる。
- ・いじめ問題が発生した時には、指導記録をとり保存する。必要があれば、引き継ぎ等に活用する。

(2) 校内研修

- ・反省会議を利用し、各学級の実態交流を行う。問題行動そのものや問題解決への指導方法等を相互に学び合う機会とする。

(3) 家庭との連携

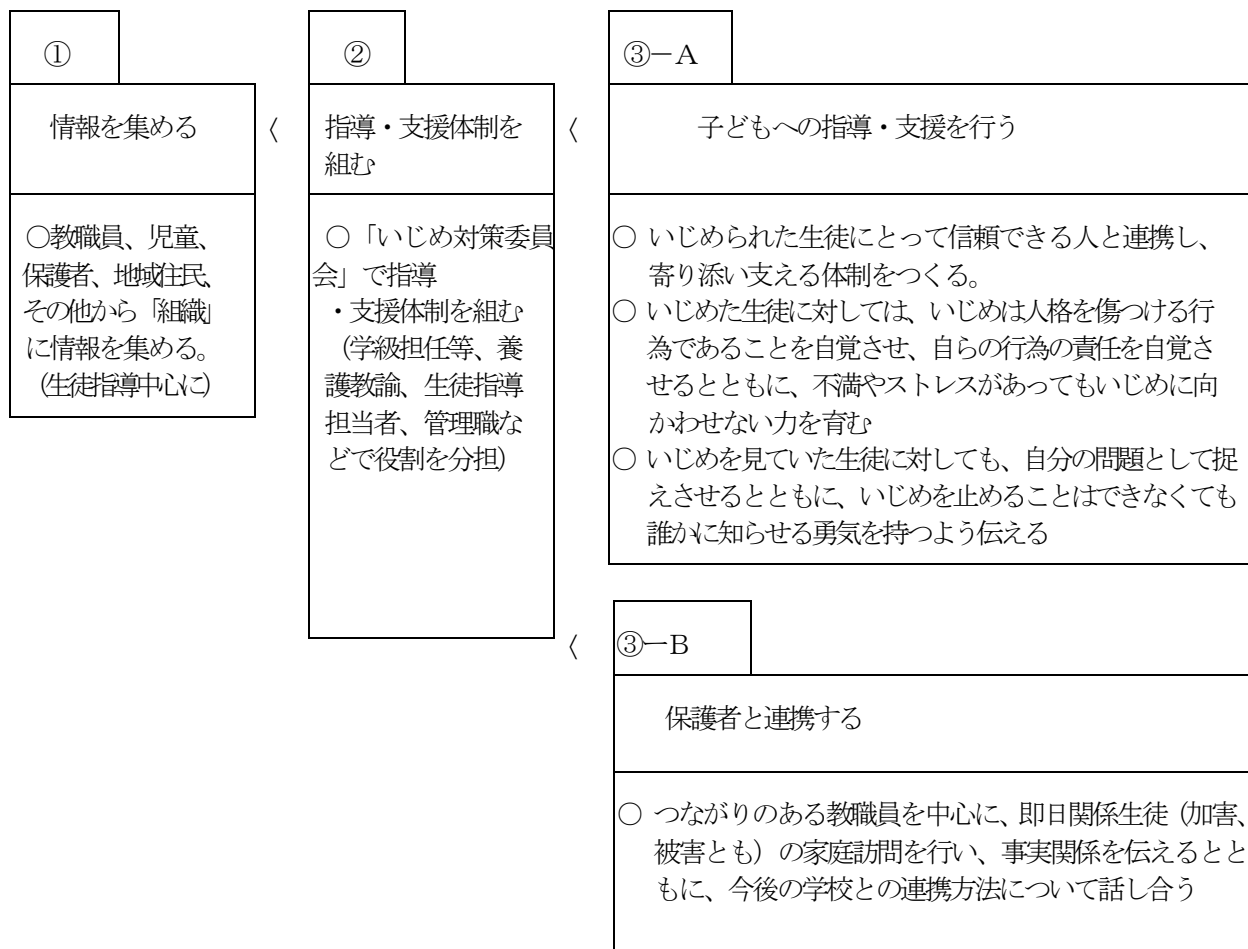
- ・学校基本方針等について保護者の理解を得よう働きかける。このことにより、いじめ問題の重要性の認識を広めると共に、学校だより等を通じて家庭との連携協力を図る。

(4) この基本方針については、毎年見直しを図る。

組織的ないじめ対応の流れ

いじめ情報

◎



重大事態対応

- 重大事態とは、いじめにより、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合、これを「重大事態」として学校の設置者に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する必要がある。

（※）年間30日を目安（又は一定の期間連続して欠席している場合）

重大事態の発生時にはまだ、それが「いじめによるもの」と判断できない場合も考えられるが、重大事態の「疑い」があった場合や、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったら、すぐに設置者に報告・相談して対応に当たる。

重大事発生時の対応は以下（次頁）の通りに進めるものとする。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめ防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実確認を行い、結果を設置者に報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手）
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが求められる。
- ・第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが好ましい）
- ・関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明をおこたるようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長に報告）

- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力